

社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

すべての職員が職業生活と家庭生活の調和を図って、その能力をいかんなく発揮できる雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日 までの間

2、内容

目標 1

有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得率を、年間付与日数 70%以上とする。

<対策>

令和4年4月1日以降継続

年次有給休暇の取得状況について所属ごとに定期的把握確認を行い、本部に報告し社協全体で取得促進を図るよう働きかける。

目標 2

所定外労働時間削減のための周知や業務改善への働きかけを行い、時間外労働や休日出勤の多い部署や職員に対して、業務量の見直しや調整・面談等を行い、所定外労働の削減を図る。

<対策>

令和4年4月1日～

管理・監督職等は職員の毎月の時間外労働を把握し、時間外が多く発生している職員がいないか確認を行う。また、時間外が多く発生している部署に対して管理職等が面談を行い、改善策などをカエル会議等で検討し、業務量の調整や見直しを定期的に行い改善を図る。

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できる事業所をめざし、職場と家庭生活の調和を図って、その能力をいかに発揮できる雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日 までの間

2、内容

目標1

介護休業、産前産後休業や育児休業、出産手当金、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など、さまざまな制度の周知や情報提供を行い、安心して休業し円滑に職場復帰ができるよう担当職員を位置づける。

<対策>

令和4年4月1日～

介護休業、産前産後休業や育児休業等の処遇、社会保険・雇用保険の各給付金等に関するパンフレット等を、該当職員へ配布し制度の周知を図り、相談ができるよう担当者を設置する。

目標2

管理職における女性労働者の割合を50%以上継続し、女性がキャリアアップを図れる体制維持と働きやすい職場環境に努める。

<対策>

令和4年4月1日～

現在管理職における女性職員の割合は50%を維持しているが、今後も継続してその割合が維持できるよう、積極的に女性管理職を登用していく。